相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所名古屋市守山区村前町九番地の二

被相続人　亡　三島操こと　李　承允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

名古屋市中区新栄二―一―九雲竜ビル西館一〇階一〇〇三・一六階一六〇五河内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六二八番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区露橋二丁目一五番一二号ヒバーグリーン八島一棟九〇五号　被相続人　亡　大平嘉津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

愛知県名古屋市中区新栄二丁目一番九号雲竜ビル西館一〇階一〇〇三・一六階一六〇五

相続財産管理人　弁護士　山村　豊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区神水本町五四二番地、最後の住所東京都世田谷区駒沢五丁目一一番四号駒沢キソウパークマンション三〇三

被相続人　亡　西原　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

熊本県熊本市中央区水道町九番二五号片岡ビル七Ｆ―Ｂ

相続財産管理人　司法書士　山本　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市上大川内二五二六番地、最後の住所鹿児島県出水市野田町下名四九七五番地二

被相続人　亡　上野　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

事務所鹿児島県出水市昭和町三番二四号

相続財産管理人　弁護士　米田　圭吾

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年十一月十三日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池六八番一内

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二一番地一　株式会社渡辺不動産代表取締役　渡辺　正一

債権申出の公告（第11回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

東京都千代田区岩本町一丁目二番一九号

株式会社日本法令確定給付企業年金清算人　松下　英勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市上大川内二五二六番地、最後の住所鹿児島県出水市野田町下名四九七五番地二

被相続人　亡　上野　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

事務所鹿児島県出水市昭和町三番二四号

相続財産管理人　弁護士　米田　圭吾

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年十一月十三日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池六八番一内

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二一番地一　株式会社渡辺不動産代表取締役　渡辺　正一

債権申出の公告（第11回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十九年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十三日

東京都千代田区岩本町一丁目二番一九号

株式会社日本法令確定給付企業年金清算人　松下　英勝

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年11月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①飯坂温泉旅館協同組合　②第3種旅行業　③福島県知事登録旅行業第3－326号　④飯坂温泉旅館協同組合　福島県福島市飯坂町字十綱町3番地　理事長　紺野正敏　⑤飯坂温泉旅館協同組合　福島県福島市飯坂町字十綱町3番地　⑥平成21年12月24日　⑧平成26年12月23日　⑩300万円　⑪福島県知事　⑫福島県福島市飯坂町字十綱町3番地　飯坂温泉旅館協同組合　理事長　紺野正敏

C　①株式会社エンゼル　②第2種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第2－362号　④株式会社エンゼル　東京都千代田区有楽町二丁目10番1号（東京交通会館11階）　代表取締役　安藤敏幸　⑤湯沢営業所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字中畑1707－1　⑥平成20年4月17日　⑨平成29年10月10日　⑩1100万円　⑪新潟県知事　⑫東京都千代田区有楽町二丁目10番1号　株式会社エンゼル　代表取締役　安藤敏幸

B　①NEW　VIEW株式会社（MAX　VIEW）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7018号　④NEW　VIEW株式会社　東京都新宿区大久保二丁目1番9号日興ユニバリス502　代表取締役　千葉邦岩　⑤本社営業所　東京都新宿区百人町二丁目4番5号ライオンズマンション新大久保606　⑥平成27年10月15日　⑧平成29年9月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区百人町二丁目4番5号　NEW　VIEW株式会社　代表取締役　千葉邦岩

B　①株式会社旅のスタジオ・サンク　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6155号　④株式会社旅のスタジオ・サンク　東京都杉並区下高井戸一丁目28番8－801号ラ・グラースダイアモンドマンション桜上水　代表取締役　谷井厚子　⑤本店　東京都杉並区下高井戸一丁目28番8－801号ラ・グラースダイアモンドマンション桜上水　⑥平成21年4月7日　⑧平成29年4月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区下高井戸一丁目28番8－801ラ・グラースダイアモンドマンション桜上水　株式会社旅のスタジオ・サンク　代表取締役　谷井厚子